

地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質向上のために講ずる措置

平成26年12月11日

兵庫県子ども・子育て会議
教育・保育需給検討部会資料

「地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質向上のために講ずる措置」について

基本指針第三—四—4 要旨

- 質の高い特定教育・保育等の提供に当たって基本となるのは人材
- 都道府県は、このための中心的な役割を担っている。
- 都道府県計画には、保育教諭、幼稚園教諭、保育士及び特定地域型保育を行なう者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置を定めること。
- 特定教育・保育及び特定地域型保育を行なう者の見込み数を定めること。

1 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の資格

事業	職員の資格等
利用者支援事業	利用者支援専門員 次の者で、地域の子育て事情と社会資源に精通した者 ・医療、教育、保育施設や地域の子育て支援事業に従事することができる資格を有している者 ・自治体が実施する研修もしくは認定を受けた者 ・育児、保育に関する相談指導等について、相当の知識・経験を有する者
地域子育て支援拠点事業	子育て親子の支援に関して意欲のある者
ファミリー・サポート・センター事業	提供会員 ・預かり中の子どもの安全対策等のため、国が示す研修項目、時間を概ね満たした講習を修了した者が活動することが望ましい（病児・病後児預かりを行なう場合、病児・病後児預かり用の研修修了が必須）

事業	職員の資格等
放課後児童クラブ	放課後児童支援員 ・ 保育士、社会福祉士、教員等「子どもの遊びを指導する者」の資格を基本とし、都道府県知事が行なう研修を終了した者 ・ 支援の単位（概ね 40 人以下の児童の集団）ごとに 2 人以上配置。うち 1 人を除き補助員が可能
延長保育事業	保育士
一時預かり事業	保育従事者の 1/2 以上は保育士等
子育て短期支援事業	児童指導員（大学で社会福祉、心理、教育、社会のいずれかに関する学部を卒業）等
病児保育事業	非施設型以外 ・ 看護師、准看護師、保健師又は助産師（看護師等） ・ 保育士 非施設型 ・ 一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者
養育支援訪問事業	専門相談支援：保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員 育児・家事援助：子育て経験者、ヘルパー等
乳児家庭全戸訪問事業	保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等

※ 実施にあたり特段の人材確保を要さない事業（実費徴収に係る補足給付を行なう事業、多様な主体が参入することを促進するための事業）及び医療分野の人材が中心となる事業（妊婦健康検診）は省略

2 人材確保方策の範囲

地域子ども・子育て支援事業については、多種・多様な事業が含まれているため、人材確保については次の事業を対象に検討する。

【対象事業】

利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業及び放課後児童クラブ事業

【対象外事業及び理由】

事業名	理由
延長保育、一時預かり事業、子育て短期支援事業、病児保育事業	保育所等児童福祉施設と不可分なため。 (保育士については、資料3参照)
実費徴収に係る補足を行う事業、多様な主体が参入することを促進する事業	特段の人材確保を要さないため
妊婦健康検診、病児保育事業(再掲)	医療分野の人材が中心のため
養育支援訪問事業、乳児家庭全戸訪問事業	多くの市町で直接実施されているため

3 確保方策

(1) 「子育て支援員」の活用

- 平成27年度に新たに創設(予定)される「子育て支援員」制度を活用し、市町と連携し人材確保を図る。

【理由】

- ・全国共通の研修課程により、一定の質の確保が行えること(5P参照)。
- ・様々な子育て支援に関する事業に従事するための研修制度として検討(6P参照)されていること。
- ・更に意欲のある者には、保育士、家庭的保育者、放課後児童指導員を目指しやすくする仕組みが検討されていること。

【対象事業】

地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業、ファミリー・サポート・センター事業、(一時預かり事業、子育て短期支援事業、放課後児童クラブ等)

※なお、本制度については、現在も国において委員会を立上げ検討中であるが、財政部局に対して予算要求中

「子育て支援員（仮称）」^(※)の創設について（案）

趣旨

- 子ども・子育て支援新制度（平成27年度より施行予定）においては、小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等が新たに法律に基づく給付・事業となり、これらの事業の拡充に伴い、人材の確保が必要となる。
- このため、育児経験豊かな**主婦等を主な対象**とした子育て支援分野に従事するために必要な研修を提供し、研修を修了した者を「**子育て支援員（仮称）**」として**認定**する等、これらの分野で活躍していただくことを目的とした制度を創設する。

「子育て支援員（仮称）」制度

- 「子育て支援員（仮称）研修」を国が示すガイドラインによる**全国共通の研修課程**として、都道府県又は市町村等が実施。
 - 様々な子育て支援分野に従事できるよう、分野横断の共通の研修課程と各分野の研修課程を用意。
 - 主婦等が研修を受けやすくするための支援を検討。
- 研修修了者を「子育て支援員（仮称）」として研修の実施主体が認定。全国で通用。
 - 認定されると、小規模保育・家庭的保育・一時預かり・事業所内保育の保育従事者等として従事可能。

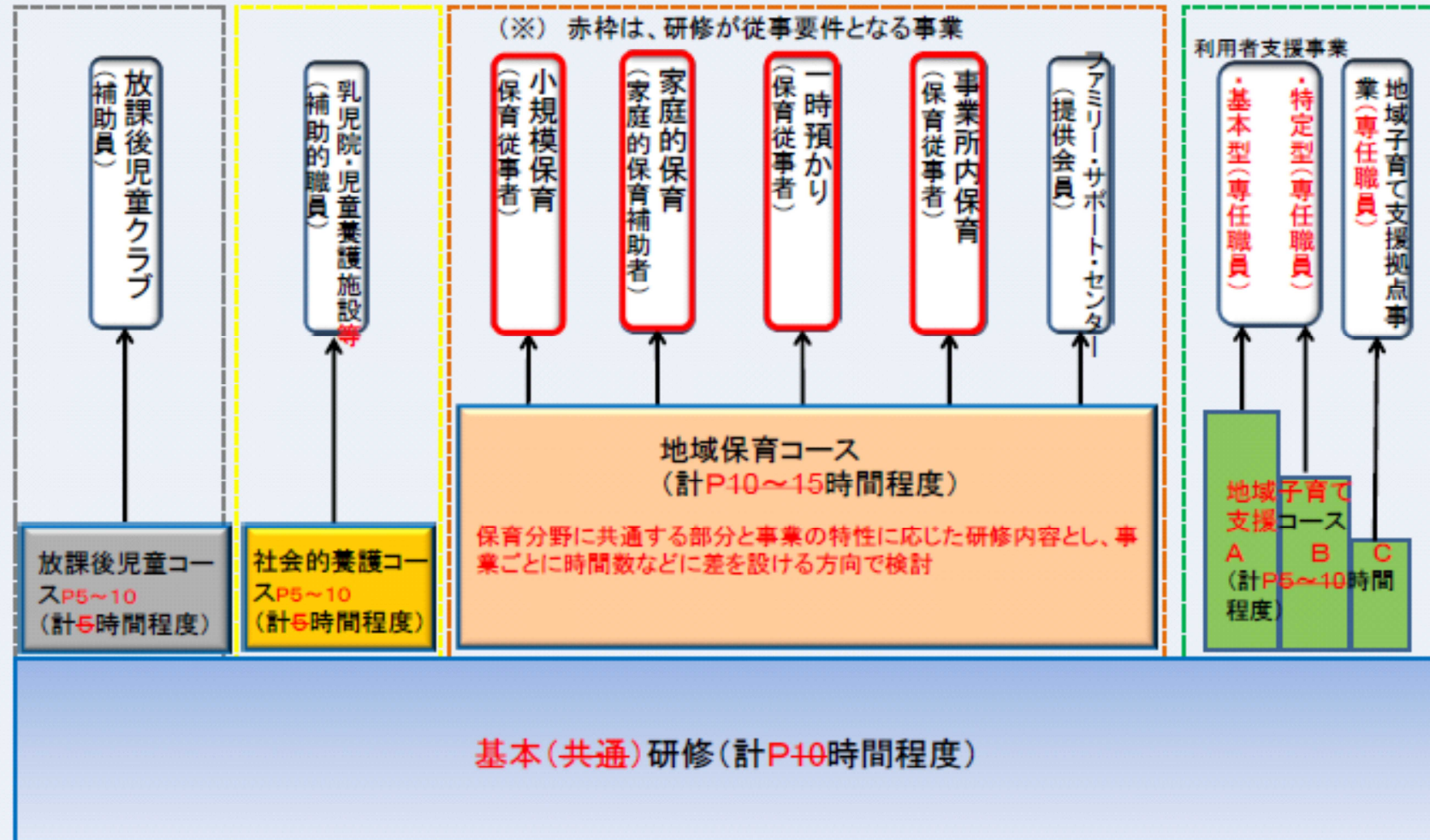


- 更に意欲のある方には、保育士、家庭的保育者、放課後児童支援員を目指しやすくする仕組みを検討。
- 具体的には、「子育て支援員（仮称）」と認定された者について、
 - ・保育士試験を受験するために必要な実務経験にカウントする
 - ・家庭的保育者・放課後児童支援員として従事するために必要な研修の一部を免除する等を今後検討。

「子育て支援員(仮称)」の創設について (研修体系イメージ)

研修体系のイメージ

※具体的な研修時間・カリキュラムは、今後検討会等で有識者の意見を踏まえ策定する。



※主な事業従事先を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない(障害児支援の指導員等)。

(2) 「放課後児童支援員」の養成

- 放課後児童クラブにおいて子どもの遊び等を指導している職員については、新制度に合わせて、従来の資格に加え、都道府県が行う研修の終了が義務付けられる。
- 県において、国が示すガイドラインに沿った「放課後児童支援員認定研修」を実施し、質の確保された放課後児童支援員を養成することで人材確保を図る。

項目	新制度	現行制度
名称	放課後児童支援員	放課後児童指導員
要件	子どもの遊びを指導する者で、都道府県の研修を終了した者	子どもの遊びを指導する者 ※子どもの遊びを指導する者：保育士、社会福祉士、教員等
経過措置	平成31年度末までは、研修を修了した者に加えて、修了予定者でも可	
その他	支援の単位（概ね40人以下の児童の集団）ごとに2人以上配置。うち1人を除き補助員が可能	

<放課後児童支援員認定研修の概要>

事項	主な内容
実施主体	県
研修項目・科目及び時間数	6項目16科目24時間
研修期間	1回あたり、原則2～3か月以内で実施
定員	1回あたり、おおむね100名程度
科目の一部免除	既に取得している資格等に応じて、研修科目の一部を免除可能
既修了科目の取扱い	受講者がやむを得ない理由により研修の一部を欠席した場合において、一部科目修了証(仮称)の発行が可能
修了評価	1日単位でレポート又はチェックシートを提出させるなどの修了評価を実施

※ 本事業については、5年間で5千人（年1千人）の養成（受講）を予定 <参考：H26.5.1の指導員数 3,792人>

放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修の項目・科目及び時間数

1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解【4.5時間(90分×3)】

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

2. 子どもを理解するための基礎知識【6.0時間(90分×4)】

- ④ 子どもの発達理解
- ⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
- ⑥ 障害のある子どもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解

3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援【4.5時間(90分×3)】

- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のある子どもの育成支援

4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力【3時間(90分×2)】

- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携

5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応【3時間(90分×2)】

- ⑬ 子どもの生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応

6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能【3時間(90分×2)】

- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と職場倫理

合計 24時間(16科目)

4 資質の向上について

(1) 子育て支援員

子育て支援員については、フォローアップ研修と現任研修が予定されている。

ア フォローアップ研修（経験年数2年未満）

日々の業務に携わる中で生じた疑問、悩みの解消、関係機関との連携のあり方など問題解決を支援

イ 現任研修（すべての従事者）

基礎的分野から事業に応じた専門分野における必要な知識・技術の習得

(2) 放課後児童支援員

質の向上のための研修制度が予定されている。

※いずれの研修についても、現在も国において委員会を立上げ検討中であるが、財政部局に対して予算要求中

5 その他

- いずれの制度も、国の検討委員会で検討中であることから、情報収集に努め、適切な実施を目指す。